

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものであり、上位計画である「門真市第6次総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「門真市エコオフィス推進計画」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「門真市環境基本計画」の別冊として策定するものであり、「門真市環境基本計画」の目標1「脱炭素社会の構築」の実現に向け、より具体的内容を記載するものです。

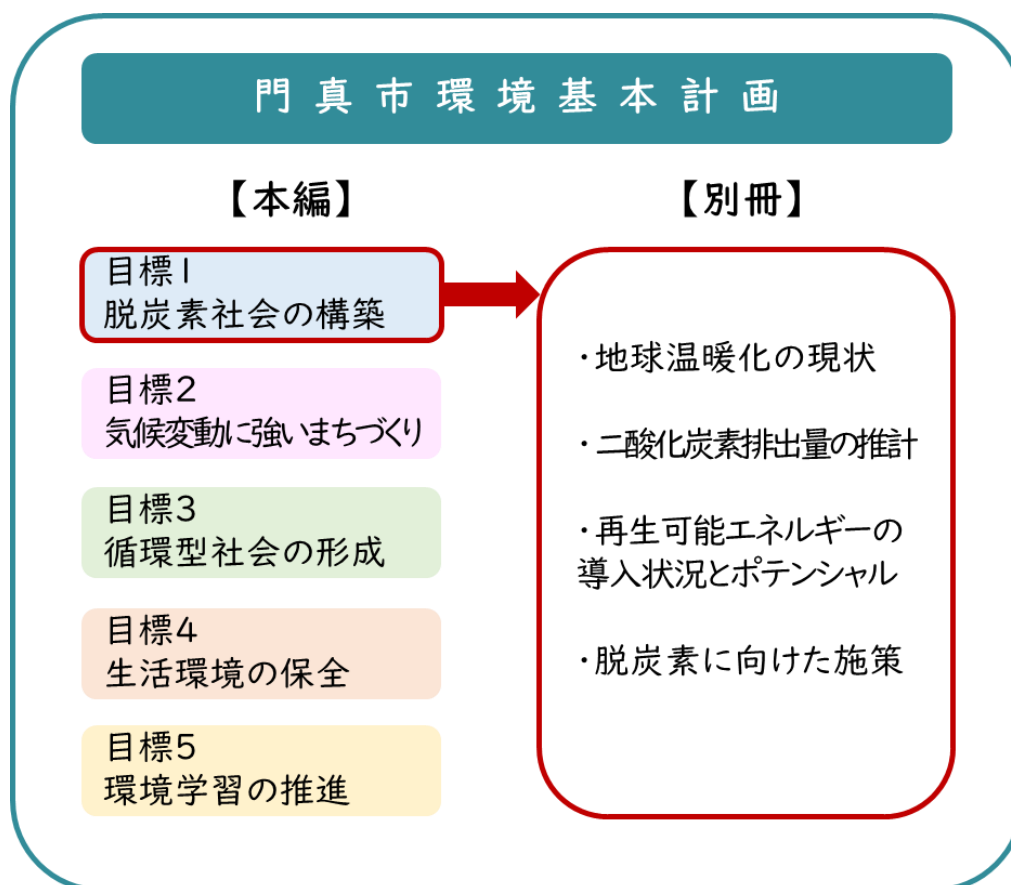


図2-1 本編と別冊の関係

2-2 計画期間

本計画の期間は環境基本計画と整合を図り、令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの10年間とします。

基準年度及び目標年度は国の「地球温暖化対策計画」、府の「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図るため、基準年度を平成 25(2013)年度、目標年度を令和 12(2030)年度とし、最終的には令和 32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

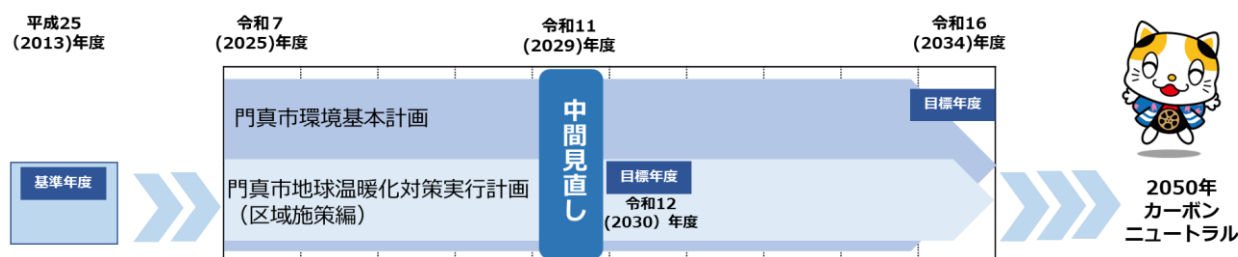


図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

門真市全域を対象とします。市、市民、事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処理）※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業・鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…一般廃棄物の焼却処理に伴い発生する排出